

# 独立行政法人農畜産業振興機構

## 分科会ヒアリング資料

### 目 次

- (1) 独立行政法人の事務・事業の見直し当初案 . . . . . 1
  - (2) 「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況 . 17
- (参考資料)
- 法人の概要
  - 法人パンフレット

平成24年10月1日

**農林水産省**

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	農林水産省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	
独立行政法人農畜産業振興機構	畜産関係業務	<p><b>【業務の重点化】</b>                      平成22年4月の行政刷新会議による事業仕分け及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)での指摘を受け、23年度において、資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業は国直轄事業で実施、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止。結果として、経営安定対策は400億円超の減額。                      23年3月に中期目標の期中改定を行い、畜産振興事業の補完対策(その他畜産振興事業)について「本対策については、事業を縮減する」と明記し、自給飼料、家畜改良、消費拡大、施設整備関係を中心に国直轄事業へ移行するなど大幅に見直し、60億円程度を削減。また、「保有資金及び公益法人に造成している基金については、真に必要な限度まで縮減する」と明記し、保有資金の残高は、22年度末は1,429億円、23年度末は828億円、24年度末は138億円となる見込み。公益法人に造成している基金については、21年度末は26基金で1,457億円(うち補助金1,423億円)であったが、22年度末は9基金で986億円(うち補助金976億円)、23年度末は6基金で829億円(うち補助金819億円)(その大半が生産者等に貸し付けているリース物件等の貸付残)。                      次期中期目標期間においては、                      ①補完対策については、真に必要な事業について所要額を確保して実施。                      ②保有資金については、真に必要な限度まで縮減に努める一方、畜産経営安定対策等の安定的な実施や年度途中における緊急対策への機動的な対応のために必要な水準を確保。                      ③公益法人に造成している基金については、3年ごとに定期的な見直しを行い基金規模の適正化を図ってきたところであり、引き続き真に必要な限度まで縮減に努める。</p>	<p><b>【支部・事業所等の見直し】</b>                      平成22年4月の行政刷新会議による事業仕分け及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)での指摘を受け、平成23年3月に中期目標及び中期計画を変更し、海外事務所(5カ所)を廃止済。                      なお、地方事務所については、生産現場等に所在することによって、要件審査、交付申請、相談等を現地で対応することが可能となり、生産者及び製造事業者にとっての利便性が高く、また、地域の実情に明るい地方事務所の職員が審査や調査を的確かつ迅速に行うことができるなど、砂糖及びでん粉の価格調整制度の運営の効率性を高めていることから、引き続き必要である。  <b>【事務事業実施主体の見直し】</b>                      機構は国の食料・農業・農村基本計画に基づく農政の基本方針に則して、機動性を活かしつつ、国等が行う施策や事業と連携し、民間による取組が困難な場合、及び民間による取組を促進する場合において、①経営安定対策、②需給調整・価格安定対策、③緊急対策、④情報収集・提供に関する業務に取り組んでおり、今後とも公正で中立的な機関である機構において業務を実施する必要がある。  <b>【重複排除・事業主体の一元化等】</b>                      機構は国産農畜産物の安定的な供給を図るため、生産者の経営安定対策を中心に、需給調整・価格安定対策、緊急対策、情報収集・提供に関する業務を実施している唯一の独立行政法人であり、事務事業について、他法人との重複はない。</p>	<p><b>【保有資産の見直し(不要資産の国庫返納等)】</b>                      利益剰余金のうち、返還可能な積立金については、通則法等の規定に基づき中期目標期間終了後に返還予定。  <b>【随意契約の見直し等取引関係の見直し】</b>                      独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成21年11月に外部委員3名(弁護士、税理士、公認会計士)と監事2名から構成される契約審査委員会を設置し、契約に関して点検・見直しを実施する体制を整備した。また、1者応札解消に向けた取組として、公告期間の十分な確保、競争参加資格の緩和、仕様書の見直し等の取組も行っており、引き続き取引関係の見直しを徹底。  <b>【管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む)】</b>                      平成17年12月から機構が実施している「給与構造の見直し」を着実に推進し、職員の給与水準については、平成24年度までに国家公務員と同程度とし、検証結果や取組状況を公表することとしている。  <b>【事業の審査、評価の見直し】</b>                      外部専門家・有識者等からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる取組を引き続き実施。</p>

法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
	野菜関係業務	<p>【業務の改善】</p> <p>平成22年4月の行政刷新会議による事業仕分け及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)での指摘を受け、23年度において、契約取引を行う現場のニーズを踏まえて、六次産業化法(23年3月全面施行)の特例措置により、指定産地によらずリレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援を措置するとともに、契約取引における野菜の価格・数量変動に対応したモデル事業を新たに制度化し、従来の指定産地を対象とした事業のみによる支援方式を取りやめ。また、指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の国費負担分について、国庫債務負担行為限度額を50%から70%へ引き上げる等により保有資金を低減し、捻出した資金を23年度予算額に活用する(予算額0)とともに国庫納付済。</p> <p>なお、リレー出荷に係る特例措置については、実需者に対する重点的な働きかけ等、利用促進に向けた効果的周知を行う。</p>	<p>【非公務員化】</p> <p>平成15年10月に特殊法人から改組している独立行政法人であり、設立当初から非公務員化している。</p>	
	砂糖関係業務	<p>【業務の改善】</p> <p>平成22年4月の行政刷新会議による事業仕分け及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)での指摘を受け、22年10月から精製糖・異性化糖製造企業による調整金の負担水準を定める指定糖・異性化糖調整率を引き上げるとともに、23年度における甘味資源作物生産者交付金単価を引き下げる等の取組を実施。これにより23年度において113億円の収支改善が図られた。また、生産者等による経営努力のインセンティブがより高まるよう、22年産から生産者に対する交付金交付要件として作業規模拡大に向けて共同利用組織での防除等の作業を位置づけるとともに、23年産からより糖度の高いさとうきび生産が図られるよう基準糖度帯を引き上げるなど枠組みの見直しを実施。</p> <p>さらに、見直しの基本方針の指摘を踏まえた措置以外の累積欠損低減のための取組として、短期借入金の調達コストを抑えるため、短期金融市場の動向を注視した有利な契約期間による入札を実施。24年度分の借入金調達に当たっては、指名競争入札から一般競争入札に変更し、更なる借入金利の低減に努める。</p>		

法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに 係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
	でん粉関係業務	—		
	情報収集提供業務	<b>【業務の効率化】</b> 平成22年4月の行政刷新会議による事業仕分け及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)での指摘を受け、平成23年3月に中期目標及び中期計画の期中改正を行い、海外事務所(5カ所)を廃止し、事業規模を縮減済。		

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人 農畜産業振興機構			府省名	農林水産省		
沿革	<p>昭 36. 12 畜産振興事業団 →</p> <p>昭 40. 8 糖価安定事業団 } 昭 56. 10 蚕糸砂糖類価格安定事業団 } 平 8. 10 農畜産業振興事業団 } (※)</p> <p>昭 41. 3 日本蚕糸事業団 }</p> <p>昭 51. 10 野菜供給安定基金 →</p> <p>(※) → 平 15. 10 独立行政法人農畜産業振興機構</p>						
中期目標期間	<p>第 1 期：平成 15 年 10 月～20 年 3 月(17 年、18 年、19 年見直し)</p> <p>第 2 期：平成 20 年 4 月～25 年 3 月(21 年、23 年見直し)</p>						
役員数及び職員数 (平成24年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	10 人(2 人)	10 人(2 人)	0 人(0 人)	214 人		32 人	
年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度(要約)	
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	103,009	98,103	87,886	120,626	99,060	104,056
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	103,009	98,103	87,886	120,626	99,060	104,056
	うち運営費交付金	2,284	2,222	1,883	1,887	1,631	1,909
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	—
うちその他の補助金等	100,725	95,881	86,003	118,740	97,429	102,147	
支出予算額の推移 (単位：百万円)	287,428	343,642	402,720	365,289	326,984	—	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)	△25,033	△48,643	△51,908	△13,678	—		
発生要因	砂糖勘定の収支不均衡によるものである。これは近年の消費者の低甘味嗜好等による砂糖の消費減退(輸入数量の減少)、国際的な砂糖価格の高騰による調整金収入の減少に加え、さとうきびの豊作により、交付金支出が増加したことなどによる。						
見直し案	平成 22 年 10 月から糖価調整制度関係者の取組み(指定糖・異性化糖調整率の引上げ、生産者・事業者交付金単価を引き下げる等の取組)を順次実施。これにより、平成 23 年度において 113 億円の収支改善が図られた。また、平成 23 年度 4 月に国の支援措置による糖価調整緊急対策交付金 329 億円を受入れ。						
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)	537	1,019	1,381	1,574	—		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)	140,804	106,394	69,918	84,920	(見込み)	154,632	(見込み) —

見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	—
<p>中期目標の達成状況  (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 23 年度実績)</p>	<p>(業務運営の効率化に関する事項)</p> <p>1 事業費の削減・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業費について、補助事業の効率化等を通じ、中期目標期間中に、平成 19 年度比で 10%削減。  <u>(平成 23 年度実績：47%削減)</u></li> </ul> <p>2 業務運営の効率化による経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般管理費（人件費を除く。）については、定期的な日常業務の点検及び業務体制の見直しに努め、中期目標期間中に、平成 19 年度比で 15%削減。  <u>(平成 23 年度実績：18.8%削減)</u></li> <li>○ 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、平成 18 年度からの 5 年間で 5%以上を基本とする削減について実施するとともに、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続。  <u>(平成 23 年度実績：13.4%削減)</u></li> <li>○ 管理職割合について、平成 20 年度以降、新たな人事管理制度を導入することにより、平成 25 年 4 月 1 日までに 3 分の 1 に引き下げ。  <u>(平成 23 年度実績：27.4%)</u></li> <li>○ 給与水準について、国家公務員の給与水準を十分考慮し、平成 21 年度の対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数が 107.1 であることを踏まえ、平成 24 年度までに国家公務員と同程度とする。  <u>(平成 23 年度実績：103.6)</u></li> </ul> <p>3 業務執行の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外部専門家・有識者等からなる第三者機関による点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映させる等業務執行の改善を図る。  <u>(平成 23 年度実績：外部専門家・有識者等からなる「独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会」及び「補助事業に関する第三者委員会」を開催、結果はHPに公表)</u></li> </ul>

- 業務の適正な執行を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を設置し、内部統制機能を強化。  
(平成 23 年度実績：コンプライアンス委員会で推進計画を審議し、計画的な取り組みを実施。なお、コンプライアンス委員会は平成 20 年度に設置済)

#### 4 機能的で効率的な組織体制の整備

- 諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。  
(平成 23 年度実績：平成 23 年 3 月の中期目標及び中期計画の期中改定により、業務の記述が品目別から対策別に変更されたこと等を受け、業務が機能的かつ効率的に行われるよう、畜産関係 3 部を畜産経営対策部、畜産需給部、畜産振興部に再編するとともに、海外事務所の廃止を受け、調査情報部の組織体制を再編)

#### 5 補助事業の効率化等

- 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定に当たり公募方式を導入。  
(平成 23 年度実績：平成 24 年度の畜産業振興事業について公募を実施。なお、平成 20 年度より公募方式を導入)
- 補助金経由の在り方及び各法人等における基金の定期的な見直しを通じたその造成の在り方の見直しを行う。また、保有資金及び公益法人に造成している基金については、真に必要な限度まで縮減。  
(平成 23 年度実績：補助金経由の在り方について、養豚経営安定対策事業の直接交付を実施するとともに肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、生産者への直接交付方式をモデル的に実施。基金については、単年度事業方式への変更により 3 基金を廃止。また、保有資金の残高は、22 年度末は 1,429 億円、23 年度末は 828 億円、24 年度末は 138 億円と縮減の見込み。公益法人等に造成している基金については、21 年度末は 26 基金で約 1,400 億円であったが、22 年度末は 9 基金で約 980 億円、23 年度末は 6 基金で約 760 億円（その大半が生産者等に貸し付けているリース物件等の貸付残）の見込み)

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

<b>法人名</b>	独立行政法人 農畜産業振興機構	<b>府省名</b>	農林水産省
<b>事務及び事業名</b>	畜産関係業務		
<b>事務及び事業の概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産者の経営安定対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肥育牛生産者への補填金の交付、養豚生産者への補填金の交付</li> <li>・ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）に基づく、加工原料乳生産者補給交付金等の交付</li> <li>・ 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）に基づく、肉用子牛生産者への補給金等の交付</li> <li>・ 畜産の経営安定対策の補完対策</li> </ul> </li> <li>○ 畜産物の需給調整・価格安定のための業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家貿易機関として、指定乳製品等の輸入及び売渡し等</li> <li>・ 畜産物の価格安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）に基づく、豚肉及び牛肉の買入及び売渡し及び同法に基づく、生産者団体等による指定乳製品及び指定食肉等の買入れ・保管に要する経費の補助</li> </ul> </li> <li>○ 経済情勢等の変化に応じた緊急対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口蹄疫や鳥インフルエンザの発生、東日本大震災及びそれに伴う原子力事故等に対応した緊急対策の実施</li> </ul> </li> </ul>		
<b>事務及び事業に係る 25 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対 24 年度当初予算増減額)	89,248 百万円 (+8,453 百万円)	<b>支出予算額</b> (対 24 年度当初予算増減額)
			- 一百万円 (- 一百万円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成24年1月1日現在)	88 人		
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b>	<p>平成 22 年 4 月の行政刷新会議による事業仕分け及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)での指摘を受け、23 年度において、資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業は国直轄事業で実施、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止。結果として、経営安定対策は 400 億円超の減額。</p> <p>23 年 3 月に中期目標の期中改定を行い、畜産産業振興事業の補完対策（その他畜産産業振興事業）について「本対策については、事業を縮減する」と明記し、自給飼料、家畜改良、消費拡大、施設整備関係を中心に国直轄事業へ移行するなど大幅に見直し、60 億円程度を削減。また、「保有資金及び公益法人に造成している基金については、真に必要な限度まで縮減する」と明記し、保有資金の残高は、22 年度末は 1,429 億円、23 年度末は 828 億円、24 年度末は 138 億円となる見込み。公益法人に造成している基金については、21 年度末は 26 基金で 1,457 億円（うち補助金 1,423 億円）であったが、22 年度末は 9 基金で 986 億円（うち補助金 976 億円）、23 年度末は 6 基金で 829 億円（うち補助金 819 億円）（その大半が生産者等に貸し付けているリース物件等の貸付残）。</p> <p>次期中期目標期間においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①補完対策については、真に必要な事業について所要額を確保して実施。</li> <li>②保有資金については、真に必要な限度まで縮減に努める一方、畜産経営安定対策等の安定的な実施や年度途</li> </ol>		



	<p>中における緊急対策への機動的な対応のために必要な水準を確保。</p> <p>③公益法人に造成している基金については、3年ごとに定期的な見直しを行い基金規模の適正化を図ってきたところであり、引き続き真に必要な限度まで縮減に努める。</p>
備考〔補足説明〕	
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

<b>法人名</b>	独立行政法人 農畜産業振興機構	<b>府省名</b>	農林水産省
<b>事務及び事業名</b>	野菜関係業務		
<b>事務及び事業の概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産者の経営安定対策               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）に基づく、野菜生産者補給金の交付</li> </ul> </li> <li>○ 野菜の需給調整・価格安定のための業務               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野菜の価格高騰時における出荷前倒し等、価格低落時における市場隔離等の需給調整の実施により安定供給の確保に要する経費の補助</li> </ul> </li> <li>○ 経済情勢等の変化に応じた緊急対策               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野菜の緊急需給調整に係る業務等の実施</li> </ul> </li> </ul>		
<b>事務及び事業に係る 25 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対 24 年度当初予算増減額)	6,369 百万円 (▲940 百万円)	<b>支出予算額</b> (対 24 年度当初予算増減額)  - 百万円 (- 百万円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成24年1月1日現在)	39 人		
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	<p>平成 22 年 4 月の行政刷新会議による事業仕分け及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)での指摘を受け、23 年度において、契約取引を行う現場のニーズを踏まえて、六次産業化法(23 年 3 月全面施行)の特例措置により、指定産地によらずリレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援を措置するとともに、契約取引における野菜の価格・数量変動に対応したモデル事業を新たに制度化し、従来の指定産地を対象とした事業のみによる支援方式を取りやめ。また、指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の国費負担分について、国庫債務負担行為限度額を 50%から 70%へ引き上げる等により保有資金を低減し、捻出した資金を 23 年度予算額に活用する(予算額 0)とともに国庫納付済。</p> <p>次期中期目標期間においては、リレー出荷に係る特例措置については、実需者に対する重点的な働きかけ等、利用促進に向けた効果的周知を行う。</p>		
<b>備考〔補足説明〕</b>			
<b>行政サービス実施コストに与える影響</b> (改善に資する事項)			

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人 農畜産業振興機構		府省名	農林水産省
事務及び事業名	砂糖関係業務			
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産者の経営安定対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）に基づく、さとうきび生産者及び国内産糖製造事業者への交付金の交付</li> </ul> </li> <li>○ 砂糖の価格調整業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）に基づく、砂糖の内外価格差を調整し、国内産糖の安定的な供給確保を図るため、輸入糖等からの調整金の徴収</li> </ul> </li> </ul>			
事務及び事業に係る 25 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 24 年度当初予算増減額)	8,084 百万円 (▲2,584 百万円)	支出予算額 (対 24 年度当初予算増減額)	- 一百万円 (- 一百万円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成24年1月1日現在)</small>	44 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>平成 22 年 4 月の行政刷新会議による事業仕分け及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)での指摘を受け、22 年 10 月から精製糖・異性化糖製造企業による調整金の負担水準を定める指定糖・異性化糖調整率を引き上げるとともに、23 年度における甘味資源作物生産者交付金単価を引き下げる等の取組を実施。これにより 23 年度において 113 億円の収支改善が図られた。また、生産者等による経営努力のインセンティブがより高まるよう、22 年産から生産者に対する交付金交付要件として作業規模拡大に向けて共同利用組織での防除等の作業を位置づけるとともに、23 年産からより糖度の高いさとうきび生産が図られるよう基準糖度帯を引き上げるなど枠組みの見直しを実施。</p> <p>さらに、見直しの基本方針の指摘を踏まえた措置以外の累積欠損低減のための取組として、短期借入金の調達コストを抑えるため、短期金融市場の動向を注視した有利な契約期間による入札を実施。24 年度分の借入金調達に当たっては、指名競争入札から一般競争入札に変更し、更なる借入金利の低減に努める。</p>			
備考〔補足説明〕				
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)				

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

<b>法人名</b>	独立行政法人 農畜産業振興機構	<b>府省名</b>	農林水産省
<b>事務及び事業名</b>	でん粉関係業務		
<b>事務及び事業の概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産者の経営安定対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）に基づく、でん粉原料用かんしょ生産者及び国内産いもでん粉製造事業者への交付金の交付</li> </ul> </li> <li>○ 砂糖の価格調整業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）に基づく、でん粉の内外価格差を調整し、国内産いもでん粉の安定的な供給確保を図るため、コーンスターチ用輸入とうもろこし等からからの調整金の徴収</li> </ul> </li> </ul>		
<b>事務及び事業に係る 25 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対 24 年度当初予算増減額)	355 百万円 (+66 百万円)	<b>支出予算額</b> (対 24 年度当初予算増減額)
			- 百万円 (- 百万円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成24年1月1日現在)	16 人		
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	なし。		
<b>備考〔補足説明〕</b>	なし。		
<b>行政サービス実施コストに与える影響</b> (改善に資する事項)	なし。		

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人 農畜産業振興機構		府省名	農林水産省
事務及び事業名	情報収集提供業務			
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農畜産物の生産者の経営安定と需給・価格安定業務等の円滑かつ効率的な運用のため、畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の内外の価格、需給等に関する情報の収集・整理・提供の実施。</li> <li>○ 国民生活の安定に寄与するよう、農畜産物に関する正しい知識の普及等、消費者等の関心の高い情報の積極的な提供</li> </ul>			
事務及び事業に係る 25 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 24 年度当初予算増減額)	運営費交付金の内数	支出予算額 (対 24 年度当初予算増減額)	- 一百万円 (- 一百万円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成24年1月1日現在)</small>	27 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	平成 22 年 4 月の行政刷新会議による事業仕分け及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)での指摘を受け、平成 23 年 3 月に中期目標及び中期計画の期中改正を行い、海外事務所(5 カ所)を廃止し、事業規模を縮減済。			
備考〔補足説明〕				
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)				

### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人 農畜産業振興機構		府省名	農林水産省
見直し項目	支部・事業所等の見直し	事務事業実施主体の見直し	重複排除・事業主体の一元化等	
<b>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b>	<p>平成 22 年 4 月の行政刷新会議による事業仕分け及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)での指摘を受け、平成 23 年 3 月に中期目標及び中期計画を変更し、海外事務所(5カ所)を廃止済。</p> <p>なお、地方事務所については、生産現場等に所在することによって、用件審査、交付申請、相談等を現地で対応することが可能となり、生産者及び製造事業者にとっての利便性が高く、また、地域の実情に明るい地方事務所の職員が審査や調査を的確かつ迅速に行うことができるなど、砂糖及びでん粉の価格調整制度の運営の効率性を高めていることから、引き続き必要である。</p>	<p>機構は国の食料・農業・農村基本計画に基づく農政の基本方針に則して、機動性を活かしつつ、国等が行う施策や事業と連携し、民間による取組が困難な場合、及び民間による取組を促進する場合において、①経営安定対策、②需給調整・価格安定対策、③緊急対策、④情報収集・提供に関する業務に取り組んでおり、今後とも公正で中立的な機関である機構において業務を実施する必要がある。</p>	<p>機構は国産農畜産物の安定的な供給を図るため、生産者の経営安定対策を中心に、需給調整・価格安定対策、緊急対策、情報収集・提供に関する業務を実施している唯一の独立行政法人であり、事務事業について、他法人との重複はない。</p>	
<b>備考〔補足説明〕</b>	<p>業務の電算処理システム化の推進等を踏まえ、調整金の徴収等を行っていた 8 事務所等については、平成 19 年度に廃止済。</p>			

法人名	独立行政法人 農畜産業振興機構		府省名	農林水産省
見直し項目	非公務員化			
<p>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>平成 15 年 10 月に特殊法人から改組している独立行政法人であり、設立当初から非公務員化している。</p>			
<p>備考〔補足説明〕</p>				

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人 農畜産業振興機構		府省名	農林水産省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）	随意契約の見直し等取引関係の見直し	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）	
<p>運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</p>	<p>利益剰余金のうち、返還可能な積立金については、通則法等の規定に基づき中期目標期間終了後に返還予定。</p>	<p>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成21年11月に外部委員3名（弁護士、税理士、公認会計士）と監事2名から構成される契約審査委員会を設置し、契約に関して点検・見直しを実施する体制を整備した。また、1者応札解消に向けた取組として、公告期間の十分な確保、競争参加資格の緩和、仕様書の見直し等の取組も行っており、引き続き取引関係の見直しを徹底。</p>	<p>平成17年12月から機構が実施している「給与構造の見直し」を着実に推進し、職員の給与水準については、平成24年度までに国家公務員と同程度とし、検証結果や取組状況を公表することとしている。</p>	
<p>備考〔補足説明〕</p>				



法人名	独立行政法人 農畜産業振興機構		府省名	農林水産省
見直し項目	事業の審査、評価の見直し			
<p>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>外部専門家・有識者等からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる取組を引き続き実施。</p>			
<p>備考〔補足説明〕</p>				

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の対応状況(平成 24 年9月末現在)

農林水産省所管			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
	農畜産業振興機構	<b>【業務の成果の評価】</b> ● アウトカム指標含む適切な指標を業務内容等に応じできる限り設定し、成果の評価を厳格かつ客観的に実施	① 成果の評価を厳格かつ客観的に実施するため、新規事業について補助金等の交付に要する日数(期限)を定めるなど、アウトカム指標をできる限り設定。
		<b>【畜産関係業務の見直し】</b> ● 学校給食用牛乳供給事業の見直し	① 牛乳乳用習慣の定着等に係る事業については、事業仕分けにおける指摘を踏まえ、平成 22 年度以降取り止め。
		● 保有資金について、これまでの支出実績等を踏まえ、国からの交付金を極力抑制し、保有資金の規模拡大を抑制	① 国から機構へ交付される交付金額を抑制することにより対応。
		● 畜産勘定における会計処理の透明性の確保	① 平成 20 年度より畜産勘定における畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で、ホームページに掲載。
		● 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方を見直し	① 補助金については、中央団体を経由していたものを機構からの直接交付に変更。 また、中央団体等に造成した基金について、単年度事業方式への変更や中央団体経由の事業を機構からの直接交付方式に変更したことにより適宜、基金を廃止。
		● 基金の定期的な見直し	① 国における「補助金等の交付により造成した基金等に関

			する基準」(平成18年8月15日閣議決定)に準じて、平成18年度に基準を策定し、3年毎に定期的な見直しを実施。
	● 畜産業振興事業における事業実施主体の選定への公募方式の導入	①	平成20年度実施の事業から、事業実施主体の選定に当たり公募方式を導入。
	<b>【蚕糸関係業務の見直し】</b> ● 蚕糸関係業務の廃止	①	平成19年度をもって廃止。
	<b>【野菜関係業務の見直し】</b> ● 重要野菜等緊急需給調整事業について、公益法人が実施する交付金の交付等を機構において一元的に実施	①	(社)全国野菜需給調整機構(平成21年6月解散)が実施してきた緊急需給調整等に係る交付金の交付等業務について、平成21年4月から機構で実施するとともに、その資金も平成21年4月に機構に移管。
	● 指定野菜価格安定事業について、農水省が行う業務の機構への移管	①	農林水産省が実施してきた指定野菜価格安定事業に係る指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定業務について、平成20年4月から機構に移管し、適切に実施。
	<b>【情報収集提供業務の見直し】</b> ● 品目横断的かつ国内外一体的に情報収集を行う組織体制への再編等による事業及び業務の効率化	①	平成20年4月から、国内外一体的に情報収集を行うため、調査情報部と国際情報審査役を統合するとともに、畜産、野菜、砂糖及びでん粉に係る情報収集提供業務を品目横断的に行うため、調査課と情報課の2課に組織を再編。これにより業務の効率化を図り、人員を削減。 また、平成22年度末までに全ての海外事務所(5か所)を廃止したことを受け、本部からの出張等により、海外情報を収集する体制に再編。
	● 調査テーマの重点化等による業務の合理化	①	情報収集提供業務の実施に当たっては、情報利用者等の

			参画を得て開催する「情報検討委員会」等を通じて情報利用者等のニーズを的確に把握し、調査テーマの重点化等による業務の合理化を実施。
	● 紙媒体での情報提供の合理化等による見直し	①	情報誌（畜産の情報の国内編と海外編）を統合するとともに配布先の見直しによる印刷部数の縮減、情報誌の巻末統計の廃止（ホームページに一本化）等により、紙媒体での情報提供の合理化を実施。
	● 蚕糸関係業務の廃止	①	平成 19 年度をもって廃止。
	<b>【地方事務所等の見直し】</b> ● 業務の電算処理システム課の推進の結果を踏まえた地方事務所等（8 事務所等）の廃止	①	平成 19 年度中に地方事務所及び出張所（8 か所）を廃止。
	● 新たに取り組んでいる業務（交付金に係る業務）を行う 3 事務所について、業務実績等を踏まえたあり方の検討及び必要に応じた見直し	①	平成 21 年度に地方事務所の業務実績等に関する点検及びその在り方を検討するための「地方事務所の業務実績等点検チーム」を設置。各事務所の業務実績の基づき必要性を確認。
	<b>【給与水準の適正化等】</b> ● 人件費改革の取組の平成 23 年度までの継続	①	人件費改革については、平成 18 年度からの 5 年間で 5 % 以上を基本とする削減について、平成 23 年度まで継続することとし、着実に実施。 (平成 23 年度実績：平成 17 年度比 13.4%減)
	● 地域・学歴を勘案した対国家公務員指数に係る具体的な効率化目標の設定及び取組	①	職員の給与水準について、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を、平成 24 年度には、平成 18 年度と比較して 10 ポイント引き下げると設定。更に、閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、平成 22 年度末に中期目標を変更し、平成 24 年度までに国家

			<p>公務員と同程度とするとした目標を設定、目標達成に向けた取組を実施。</p> <p>地域・学歴を勘案した対国家公務員指数 (平成 18 年度 114.1 平成 23 年度 103.6)</p>
	● 管理職割合の具体的目標の設定	①	<p>平成 25 年 4 月 1 日までに管理職割合を 3 分の 1 に引き下げと設定、目標達成に向けた取組を実施。</p>
	● 資金の流れ等についての情報公開の推進	①	<p>機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等をホームページで公表するとともに、あわせて生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を公表。</p> <p>また、基金については、国における「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成 18 年 8 月 15 日閣議決定)に準じて、平成 18 年度に基準を策定し、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金を受けて設置造成しているものも含め、全ての保有状況、今後の使用見込み等をホームページで公表。</p>
	<p><b>【その他の業務全般に関する見直し】</b></p> <p>● 一般管理費及び事業費に係る具体的な目標の設定</p>	①	<p>一般管理費(人件費を除く。)については、中期目標期間中に平成 19 年度比で 15%削減、また、事業費については、中期目標期間中に平成 19 年度比で 10%削減と設定。</p>

		<p>● 随意契約の見直し</p>	<p>機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取り組み状況をホームページに公表。</p> <p>また、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、競争性、透明性が十分確保される方法により実施。</p> <p>① さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてのチェックを実施するとともに、第三者で構成する契約監視委員会において、契約状況、1者応札解消に向けた取組状況など、契約の適切性等に対する審査を実施。</p>
--	--	-------------------	--

# 1. 独立行政法人農畜産業振興機構の概要

## (1) 目的

農畜産業振興機構は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）及び肉用子牛生産安定等特別措置法等の個別法に基づき、

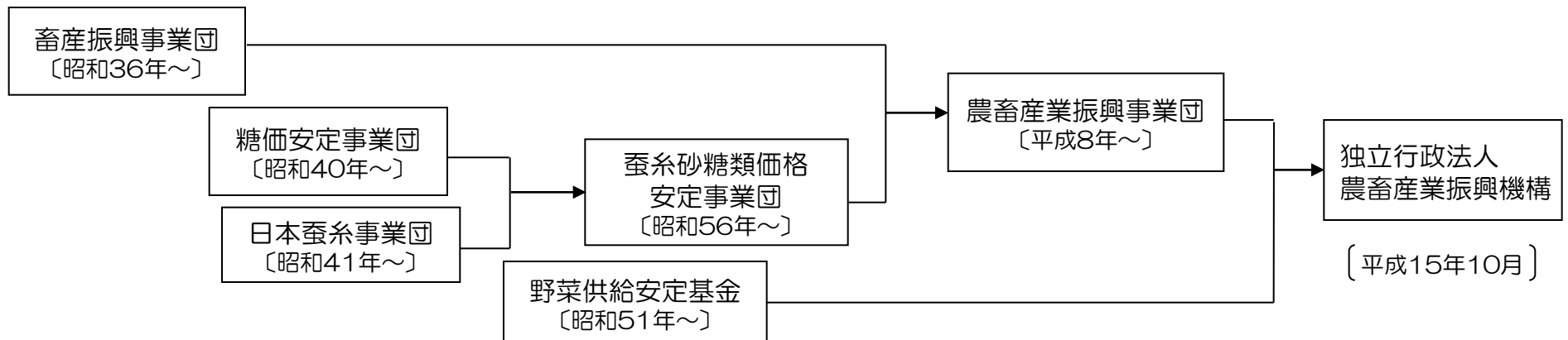
- ① 農畜産物生産者への経営安定対策及びその補完対策
- ② 農畜産物（牛肉、豚肉、乳製品、野菜、砂糖、でん粉等）の需給調整・価格安定対策
- ③ 口蹄疫や鳥インフルエンザ、東日本大震災、経済情勢の変化等に対応した緊急対策
- ④ 生産者の経営安定や需給動向の判断に資するための情報収集・提供

を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする独立行政法人です。

## (2) 役職員・予算

- <役員数> 10名（理事長1名、副理事長1名、理事6名、監事2名）  
<職員数> 219名（平成24年4月1日現在）  
<予算> 326,984百万円（平成24年度）

## (3) 沿革



## 2. 独立行政法人農畜産業振興機構の業務

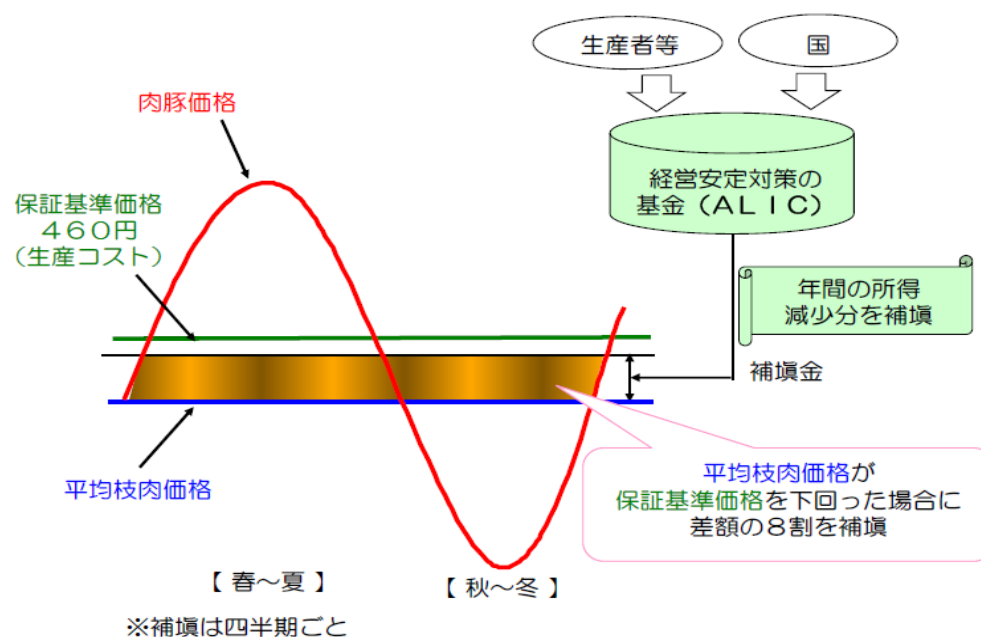
### (1) 経営安定対策

#### ○ 生産者の経営安定のための補填金等の交付

機構は、販売価格が保証基準価格を下回った場合や農畜産物生産者の販売収入が生産コストを下回った場合等において、生産者（肉用子牛、肥育牛、肉豚、生乳、野菜、さとうきび、かんしょ）に対して、その差額の一部の補填等を実施。

生産者自らが機構に資金を拠出して基金を造成し、その拠出割合に応じて国も機構に交付金を交付することを基本とする、直接交付方式による経営安定対策等を実施。

#### ○ 経営安定対策の仕組み（養豚生産者への補填金交付の例）



#### ○ その他経営安定対策を補完するための事業の実施

肉骨粉の適正な処理等、畜産経営の安定的な発展や安全・安心な国産畜産物の供給等に資する畜産業振興事業に対し補助。



## (2) 需給調整・価格安定対策

### (畜産関係)

- ・牛肉及び豚肉の価格低落時における買入れ・保管、価格高騰時における売渡し。
- ・国家貿易機関として、指定乳製品等の輸入・売渡し。
- ・国内産の牛乳・乳製品を学校給食用等の用に供する事業に対し補助

### (野菜関係)

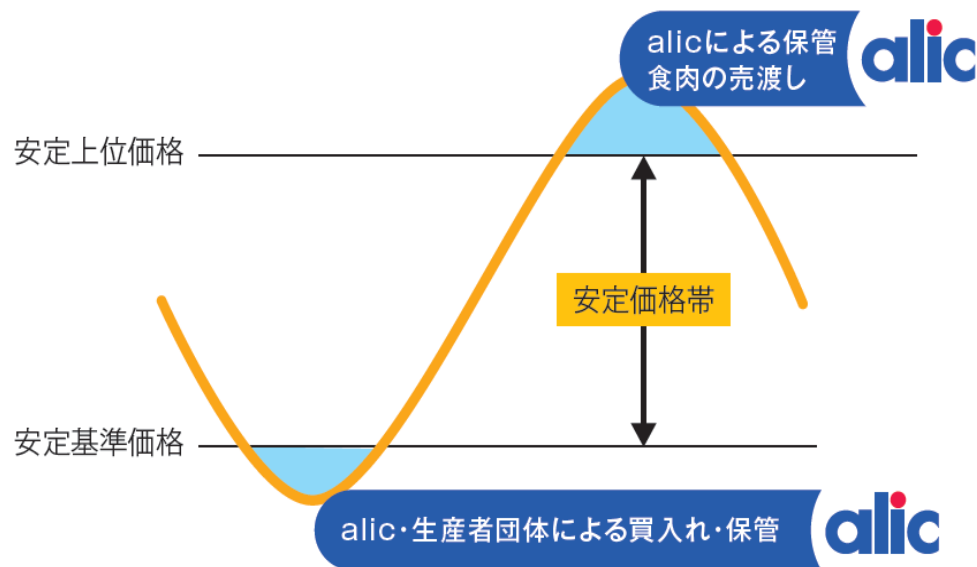
- ・野菜の価格高騰時・低落時における緊急需給調整の実施。

### (砂糖・でん粉関係)

- ・輸入糖及びコーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収し、これらを主な財源として、生産者等に交付金を交付することにより内外価格差を調整。

## ○ 価格安定制度の仕組み（牛肉及び豚肉の例）

### ● 牛肉及び豚肉の価格安定制度の仕組み



### (3) 緊急対策

- 日本の周辺諸国で散発し、常に発生の危険性がある口蹄疫や鳥インフルエンザ、また、東日本大震災などの様々な緊急事態に対し、迅速に対応するため、緊急対策を実施。
- 平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫では、影響を受けた農家の経営再開支援や子牛の出荷遅延に係る助成等を実施。
- 東日本大震災への対応
  - (1) 被災地域の配合飼料工場の操業停止を受け、畜産農家への配合飼料供給が途絶える事態となったことから、北海道、九州等から配合飼料を運搬する事業に対して経費の一部を補助し、地域の需要を満たす供給量を確保。
  - (2) 原発事故による牛肉・稲わらからの暫定規制値を超える放射性セシウムの検出に対し、
    - ①汚染稲わら等を食べた牛肉のうち既に流通している牛肉の市場からの隔離
    - ②全頭検査・全戸検査を実施することとなった県の肉用牛肥育農家の資金繰りのため、肥育牛飼養頭数1頭あたり5万円の支援
    - ③稲わらや牧草の不足が懸念される畜産農家に対して、代替飼料を現物供給等の対策について、予備費の使用が決定されるまでの間、機構の保有資金を活用して、迅速かつ機動的に対応。

### (4) 情報収集・提供

- 経営安定や需給動向の判断に資するため、畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の農畜産物の価格、国内外の農畜産物需給等に関する情報を収集・提供。

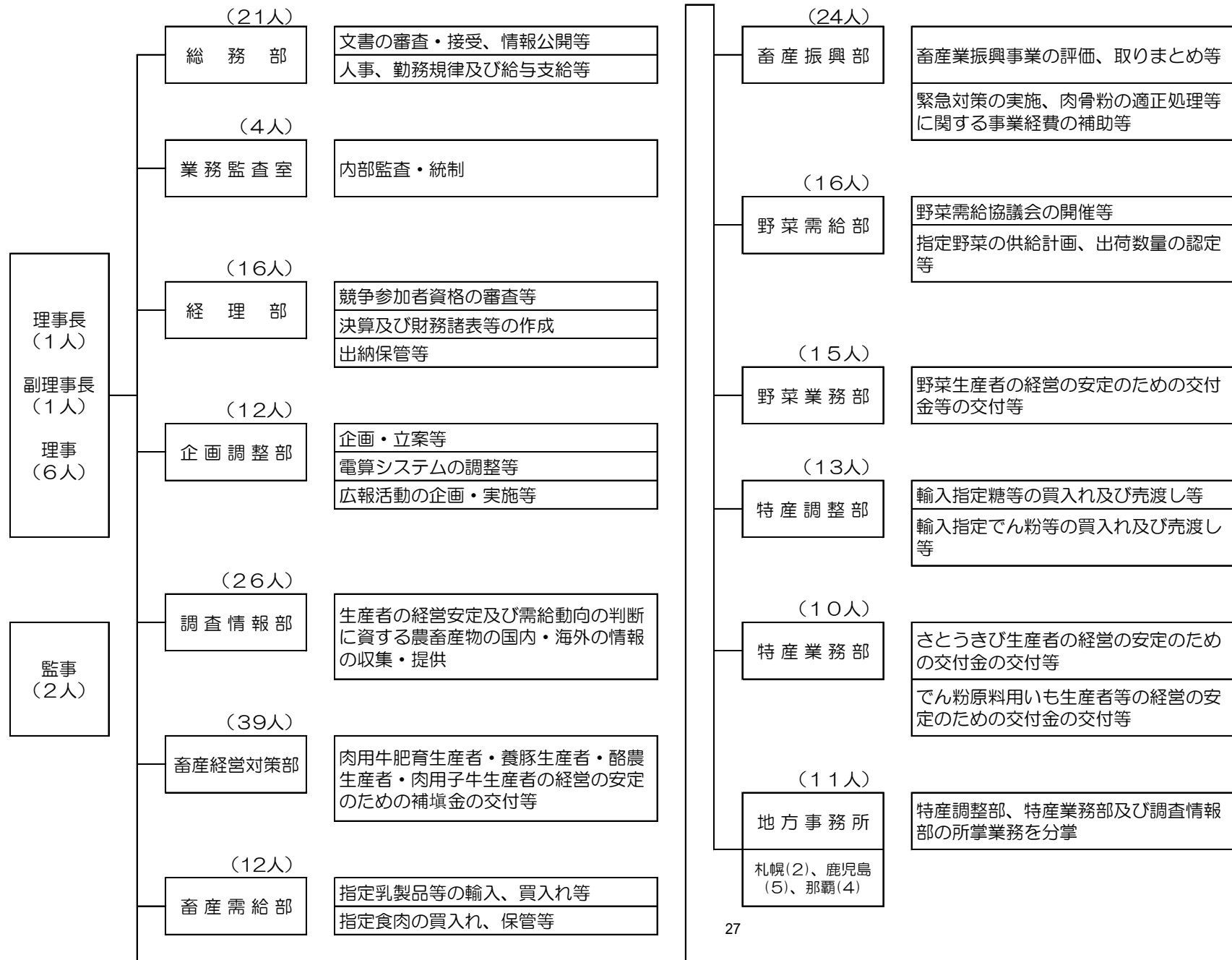
### 3. 役員名簿

平成24年4月1日現在

役職	氏名	就任年月日	前職
理事長	佐藤 純二	平23.10.1	(株)農林中金総合研究所代表取締役社長
副理事長	飯高 悟	平23.10.1	農林水産省大臣官房付(役員出向)
理事	塩島 勉	平23.10.1 (再任)	(独)農畜産業振興機構総括調整役
理事	清家 英貴	平23.10.1 (再任)	農林水産省生産局付(役員出向)
理事	長 清	平23.10.1	農林水産省大臣官房付(役員出向)
理事	森元 誠二	平23.10.1	外務省特命全権大使オマーン国駐箚(役員出向)
理事	中村 英男	平23.10.1	農林水産省大臣官房付(役員出向)
理事	小菅 正美	平23.10.1	(独)農畜産業振興機構特産調整部長
監事	柳澤 茂樹	平23.10.1 (再任)	財務省主計局主計監査官(役員出向)
監事	渡部 裕人	平23.10.1	日水物流(株)常勤顧問

# 4. 組織図

(平成24年4月1日現在 役員数 10人 職員数 219人)



独立行政法人  
農畜産業振興機構

Agriculture & Livestock Industries Corporation  
(ALIC)

●本部所在地

〒106-8635  
東京都港区麻布台2丁目2番1号 麻布台ビル

○代表(総合窓口)広報消費者課

TEL 03-3583-8196 FAX 03-3582-3397

○各部・室の電話番号

秘書室 TEL 03-3583-8737  
 総務部 TEL 03-3583-8489  
 業務監査室 TEL 03-3583-8237  
 経理部 TEL 03-3583-9464  
 企画調整部 TEL 03-3583-9803  
 調査情報部 TEL 03-3583-8678  
 畜産経営対策部 TEL 03-3583-8490  
 畜産需給部 TEL 03-3583-8616  
 畜産振興部 TEL 03-3583-4334  
 野菜需給部 TEL 03-3583-9449  
 野菜業務部 TEL 03-3583-9481  
 特産調整部 TEL 03-3583-8959  
 特産業務部 TEL 03-3583-8483

●地方事務所

札幌事務所  
〒060-0003  
札幌市中央区北3条西7-1  
酪農センター内  
TEL 011-221-0786  
FAX 011-261-0580

鹿児島事務所  
〒892-0847  
鹿児島市西千石町17-3  
太陽生命鹿児島第二ビル7階  
TEL 099-226-4731  
FAX 099-226-4751

那覇事務所  
〒900-0015  
那覇市久茂地3-25-15  
JTビルディング3階  
TEL 098-866-1033  
FAX 098-860-5775

さらに詳しくALICを知るには、ALICホームページURL

<http://www.alic.go.jp>



独立行政法人 農畜産業振興機構  
Agriculture & Livestock Industries Corporation

農畜産業及び関連産業の  
健全な発展と  
国民消費生活の安定のために

<http://www.alic.go.jp>





農畜産業及び関連産業の健全な発展と  
国民消費生活の安定を目指して

独立行政法人農畜産業振興機構(ALIC)は、農畜産物の生産者の経営安定対策、需給調整・価格安定対策、諸情勢の変化に対応した緊急対策、これら対策に関する情報収集提供などを効率的に実施することを通じて、国民の皆様の期待と信頼に答えて参ります。



ALICは、国産農畜産物の安定的な供給を図るため、生産者の経営安定対策を中心に、需給調整・価格安定対策、緊急対策、情報収集・提供に関する業務を実施しています。

畜産(肉牛、豚、酪農)、野菜、砂糖、でん粉

経営安定対策

需給調整・  
価格安定対策

緊急対策

情報  
収集・提供

経営の安定

肉牛の生産者、肉豚の生産者、生乳の生産者、野菜の生産者、さとうきび・てん菜の生産者、国内産糖製造事業者、かんしょ・ばれいしょの生産者、国内産いもでん粉製造事業者

需給の調整、価格の安定

- ◆ 牛肉
- ◆ 豚肉
- ◆ 鶏卵
- ◆ 乳製品
- ◆ 野菜
- ◆ 砂糖
- ◆ でん粉

安全で品質の優れた国産の農畜産物を安定的に消費者の皆さま方へ  
**国民消費生活の安定**

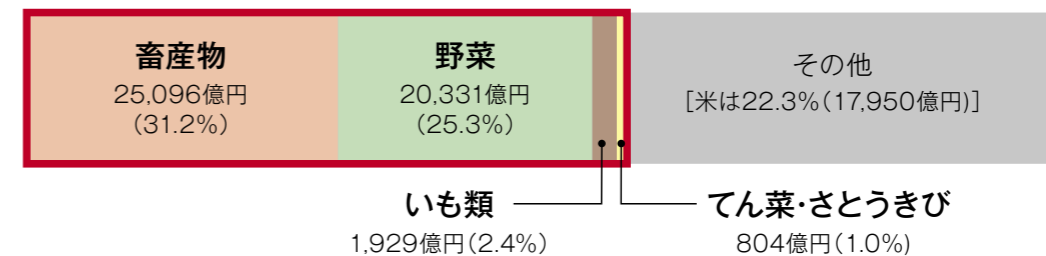
ALICの業務対象は、畜産物、野菜、砂糖とその原料作物、いもでん粉とその原料作物と多岐にわたっており、我が国の農業総産出額の約60%を占めています。

○ 農業総産出額(平成21年度概算)



**60%**

※ ( )内は、農業総産出額に占める構成比



農林水産省「生産農業所得統計」より推計  
(注)「いも類」は、生食用とでん粉原料用いもの合計額

# 1. 経営安定対策

各種の制度事業や補助事業を実施し、農畜産物の生産者の経営安定を図っています。

安全で、品質の優れた国産農畜産物を消費者の皆さまに安定的に供給するためには、生産者の経営安定を図ることが必要です。

## alic 肉用子牛の生産者

### 肉用子牛生産者補給金制度

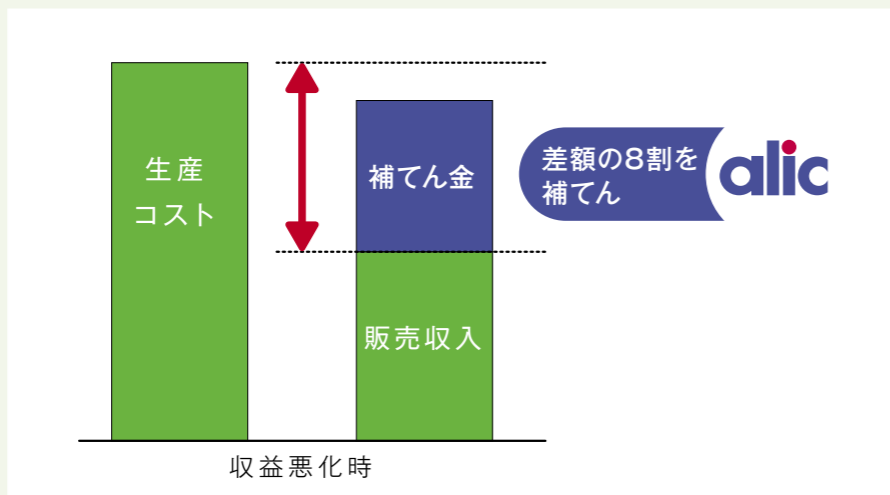
肉牛となる子牛の生産者の経営の安定を図るため、子牛の販売価格が生産コストに相当する価格(保証基準価格)を下回った場合、肉用子牛の生産者に補給金を交付します。



## alic 肉牛の生産者

### 肉用牛肥育経営安定特別対策事業

国産牛肉の供給元である肉牛の生産者の経営の安定を図るため、飼料価格の高騰や牛枝肉価格の低落などにより、販売収入が飼料などの生産コストを下回った場合、肉牛の生産者に補てん金を交付します。



## alic 肉豚の生産者

### 養豚経営安定対策事業

国産豚肉の供給元である肉豚の生産者の経営の安定を図るため、豚枝肉価格が生産コストに相当する価格(保証基準価格)を下回った場合、肉豚の生産者に補てん金を交付します。



## alic 生乳の生産者

### 加工原料乳生産者補給金制度

国産牛乳・乳製品の供給元である生乳の生産者(加工原料乳生産者)の経営の安定と牛乳・乳製品の安定供給を図るため、飲用牛乳向けに比べて価格が安いバターや脱脂粉乳などの乳製品の原料となる生乳を販売した加工原料乳生産者に補給金を交付します。



## alic 野菜の生産者

### 野菜の価格安定

#### ① 指定野菜・特定野菜

野菜の生産者の経営の安定と国産野菜の安定供給を図るため、消費量の多い野菜(指定野菜及び特定野菜)の価格が、一定の価格(保証基準額)を下回った場合、野菜の生産者に補給金を交付します。

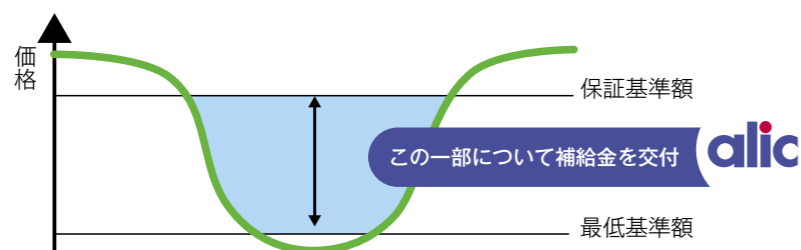
#### 指定野菜(14品目)

- |       |       |       |        |         |
|-------|-------|-------|--------|---------|
| ●キャベツ | ●だいこん | ●なす   | ●はくさい  | ●ほうれんそう |
| ●きゅうり | ●たまねぎ | ●にんじん | ●ばれいしょ | ●レタス    |
| ●さといも | ●トマト  | ●ねぎ   | ●ピーマン  |         |

#### 特定野菜(34品目)

- |         |          |          |         |          |
|---------|----------|----------|---------|----------|
| ●アスパラガス | ●グリーンピース | ●すいか     | ●にんにく   | ●れんこん    |
| ●いちご    | ●ごぼう     | ●スイートコーン | ●ふき     | ●オクラ     |
| ●えだまめ   | ●こまつな    | ●セルリー    | ●ブロッコリー | ●ししとうがらし |
| ●かぶ     | ●さやいんげん  | ●そらまめ    | ●みずな    | ●にがうり    |
| ●かぼちゃ   | ●さやえんどう  | ●ちんげんさい  | ●みつば    | ●らっきょう   |
| ●カリフラワー | ●しゅんぎく   | ●生しいたけ   | ●メロン    | ●わけぎ     |
| ●かんしょ   | ●しょうが    | ●にら      | ●やまのいも  |          |

#### ●野菜の価格安定制度の仕組み



#### ② 契約野菜

外食・加工業者や小売店などとの契約取引に伴う野菜生産者のリスクを軽減し、安定的な契約取引を推進するため、指定産地内の指定野菜及び特定野菜の生産者に補給金を交付します。(六次産業化法に基づきリレー出荷に取り組む生産者は、指定産地内外にかかわらず対象となります。)

#### ③ 野菜の緊急需給調整

- ・野菜の価格が著しく低落した場合、市場隔離を行った野菜生産者に交付金を交付します。
- ・野菜の価格が著しく高騰した場合、生産者団体が行う前倒し出荷や通常では出荷されない野菜(曲がりきゅうりなどの規格外品)の出荷に必要な経費の一部を補助します。



## alic さとうきび生産者・砂糖を製造する事業者

#### ① 甘味資源作物交付金交付

さとうきび生産者の経営の安定を図るため、さとうきびの生産に必要な経費のうち、砂糖の原料代として生産者に対して支払われる額では賅えない部分について、交付金を交付します。

注: 砂糖の原料であるてん菜の生産者に対しては、別途、国から交付金が交付されます。



#### ② 国内産糖交付金交付

国内産のてん菜又はさとうきびを原料として砂糖を製造する事業者(国内産糖製造事業者)の経営の安定を図るため、砂糖の原料代と製造経費のうち、砂糖の販売価格では賅えない部分について、交付金を交付します。



## alic かんしょ生産者・でん粉を製造する事業者

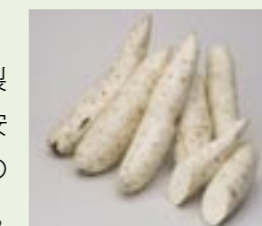
#### ① でん粉原料用いも交付金交付

でん粉の原料であるかんしょ生産者の経営の安定を図るため、かんしょの生産に必要な経費のうち、でん粉の原料代として生産者に支払われる額では賅えない部分について、交付金を交付します。

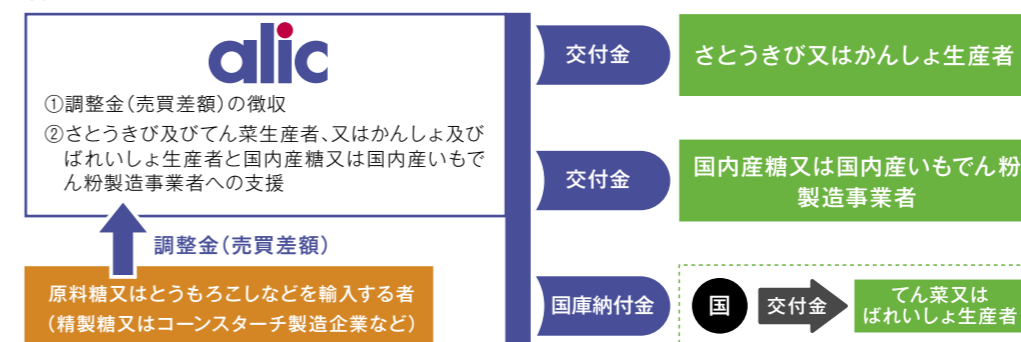
注: でん粉の原料であるばれいしょの生産者に対しては、別途、国から交付金が交付されます。

#### ② 国内産いもでん粉交付金交付

国内産のかんしょ及びばれいしょを原料としてでん粉を製造する事業者(国内産いもでん粉製造事業者)の経営の安定を図るため、でん粉の原料代と製造経費のうち、でん粉の販売価格では賅えない部分について、交付金を交付します。



#### ●制度の概要





# alic 取組み 2.需給調整・価格安定対策

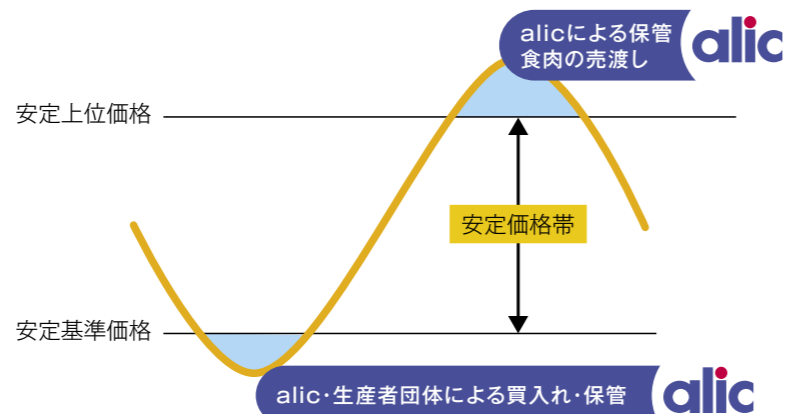
牛肉、豚肉、鶏卵、乳製品、野菜、砂糖、でん粉の需給調整と価格安定を図っています。

国民の消費生活の安定を図るため、農畜産物の需給調整・価格安定対策（セーフティネット）を実施しています。

## alic 牛肉、豚肉及び鶏卵

- ①牛肉、豚肉及び鶏卵の価格が、一定の価格（安定基準価格）を下回り、比較的短期間で回復が見込まれる場合は、生産者団体が買い入れた牛肉、豚肉及び鶏卵の保管経費をALICは補助します。
- ②牛肉及び豚肉の価格が、一定の価格（安定基準価格）を下回り、相当程度の期間にわたると見込まれる場合は、ALICは牛肉及び豚肉を市場から直接買い入れ保管します。
- ③一方、牛肉及び豚肉の価格が、一定の価格（安定上位価格）を上回った場合、保管している牛肉及び豚肉を売り渡します。

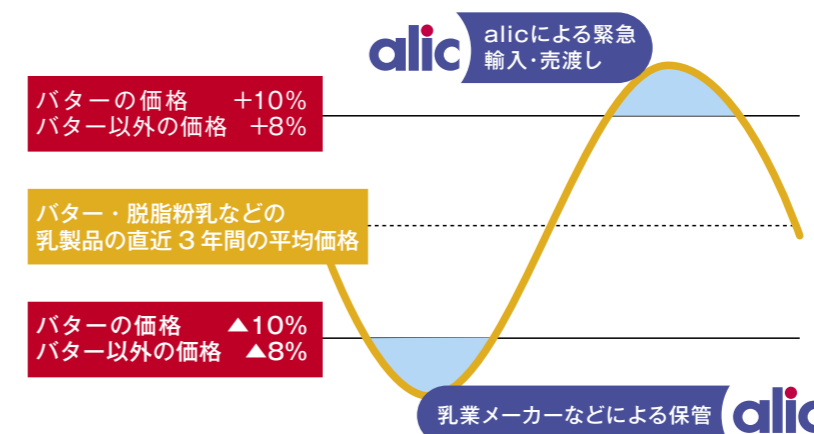
### ●牛肉及び豚肉の価格安定制度の仕組み



## alic 乳製品

- ①バター、脱脂粉乳などの国内価格が著しく高騰し、または高騰することが見込まれる場合、これらの乳製品を緊急輸入し、売り渡します。
- ②一方、バター、脱脂粉乳などの国内価格が著しく低落し、または低落することが見込まれる場合、乳業メーカーなどが生産した乳製品の保管経費を補助します。

### ●乳製品の価格安定制度の仕組み



## alic 乳製品の輸入・売渡し

- ①ALICは、WTO国際協定に基づき、国家貿易機関として、毎年度、国際約束数量（カレント・アクセス）のバター、脱脂粉乳などの指定乳製品などを輸入し、売り渡します。
- ②また、指定乳製品などが民間輸入されるときは、内外価格差の調整を図るため、ALICは輸入する者から買い入れ、直ちに売り戻す方式により、マークアップ（関税相当量の一部）を徴収します。  
徴収されたマークアップは、乳製品の原料となる生乳を生産する生産者（加工原料乳生産者）の経営安定対策に使われます。



**alic 野菜**

野菜の価格変動に対処するため、「野菜需給協議会」の運営を通じて野菜の生産・流通・消費に係る幅広い関係者間の情報の共有化を図るほか、ホームページなどによる国民への需給情報の提供を行うとともに、野菜の消費が少ないとされている若者や单身者に向けた、わかりやすい情報発信を行います。

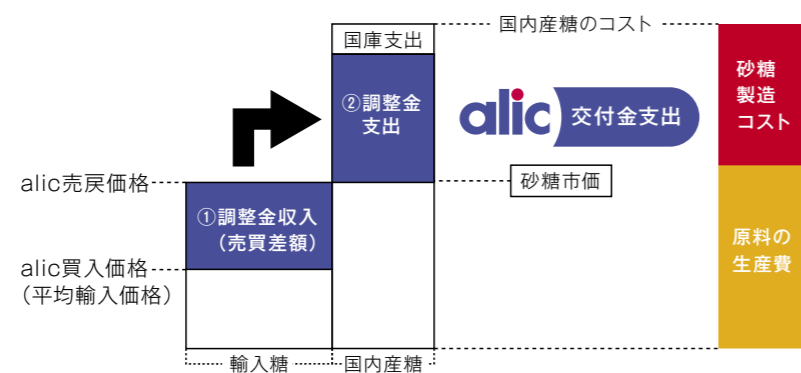


**alic 輸入糖などの買入れ・売戻し**

- ① 輸入される砂糖類(輸入糖)と国内で製造される砂糖との内外価格差の調整を図るため、ALICは輸入糖などを輸入する者からこれを買入れ、直ちに売戻す方式により、調整金(売買差額)を徴収します。
- ② 徴収された調整金は、さとうきび及びてん菜の生産者と国内産糖製造事業者の経営安定対策に使われます。



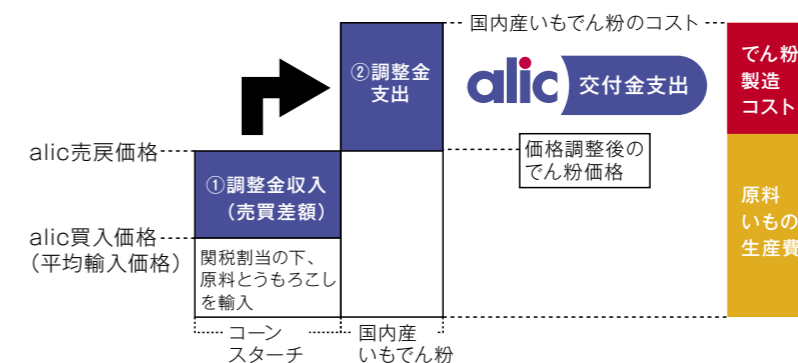
● 砂糖の価格調整制度の仕組み



**alic 輸入でん粉及びコーンスターチ用とうもろこしの買入れ・売戻し**

- ① 輸入でん粉などと国内で製造されるいもでん粉の内外価格差の調整を図るため、ALICは輸入でん粉及びコーンスターチ用とうもろこしを輸入する者からこれを買入れ、直ちに売戻す方式により、調整金(売買差額)を徴収します。
- ② 徴収された調整金は、でん粉原料用いも(かんしょ及びばれいしょ)生産者と国内産いもでん粉製造事業者の経営安定対策に使われます。

● でん粉の価格調整制度の仕組み

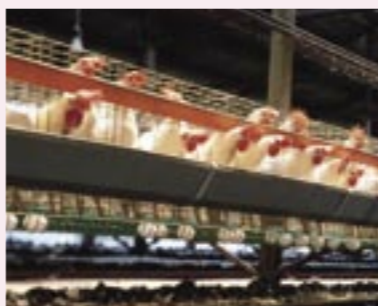


口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜疾病の発生や経済情勢等の変化に応じた緊急対策に対応します。

安全で、品質の優れた国産農畜産物を消費者の皆さまに安定的に供給するため、各種の緊急対策を実施しています。

- alic** ①口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなど畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病などの発生に対処するため、発生地域の生産者に対する緊急的な支援策などを行います。

平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫では、影響を受けた農家の経営再開支援や、子牛などの出荷遅延に係る助成などを実施  
同年11月に鳥根県で発生し、その後日本各地にまん延した高病原性鳥インフルエンザに対しては、養鶏場が密集している地域における防疫対策の推進を実施



- ②飼料価格の高騰や牛肉・豚肉価格の低迷など畜産をめぐる情勢の変化に対応した畜産生産者及び畜産関係者に対する緊急的な影響緩和対策などを行います。

平成20年度の配合飼料価格高騰の長期化に対応して、飼料購入資金の融通への支援、自給飼料の生産効率向上のために必要な機械などの導入支援を実施



- ③消費者ニーズに即した商品の安定的な供給や野菜生産者の経営安定を図るため、野菜価格が高騰した場合、または低落した場合、緊急的な需給調整対策を行います。



生産者の経営安定や需給動向の判断に資する情報を収集し、提供しています。

農畜産物の生産者の経営安定と関連産業の健全な発展や価格の安定を図るためには、生産者や加工・流通関係者、消費者などが、国内外の農畜産物の需給動向を的確に把握するとともに、農業政策、技術革新などの経営安定対策に資する情報がタイムリーに提供されることが非常に重要です。このため、ALICは、生産者の経営安定や農畜産物の需給動向の判断に資する情報に重点化し、職員による現地調査結果、独自に作成した統計や資料等の情報を分析し、生産者、関係業界、行政機関、大学・試験研究機関、消費者などに幅広く提供しています。

**alic 主な提供情報**

● **情報誌(月報)**

「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類情報」「でん粉情報」は、需給予測や需給動向の解説、各種統計資料、職員などによる海外の動向や国内の優良事例の調査報告などを掲載しています。



● **ホームページ**

月報の内容のほか、各種業務のタイムリーな情報や国内外の生産、需給、価格などを幅広く網羅したデータベース、一般消費者を対象とした分かりやすい情報などを提供しています。



● **ベジ探**

ALICが運営する野菜に関する総合情報提供システムです。気象、市況、輸出入動向、消費動向などの統計データを一元的に収集して情報を提供しています。



畜産

1.畜産物(牛肉、豚肉、鶏肉)の家計消費(全国1人当たり) (kg/人)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
牛肉	2.2	2.2	2.2	2.2	2.3
豚肉	5.5	5.5	5.7	5.9	6.0
鶏肉	3.7	3.8	4.0	4.1	4.5

2.牛乳の消費量(全国1人当たり) (ℓ/人)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
牛乳	30.7	29.6	28.8	27.2	27.6

総務省「家計調査報告」

野菜

1.野菜の都道府県別の産出額ランキング(平成20年)

	都道府県	産出額(億円)	主な品目
1位	北海道	1,786	たまねぎ、にんじん、トマト
2位	千葉	1,652	ねぎ、にんじん、トマト
3位	茨城	1,595	メロン、レタス、トマト
4位	愛知	1,092	キャベツ、トマト、イチゴ
5位	熊本	1,001	トマト、メロン、イチゴ

農林水産省「生産農業所得統計」

2.生鮮野菜の購入量及び金額(全国1人当たり) (kg、円/人)

	17年	18年	19年	20年	21年
購入量	56.4	56.0	57.4	57.9	59.1
金額	20,268	20,679	20,719	20,694	20,685

総務省「家計調査結果表(農林漁業家世帯を除く)」

砂糖

1.砂糖の需要 (千トン)

砂糖年度	需要		供給		輸入量
	総需要量	国内生産量	てん菜糖	甘しや糖	
17	2,165	839	699	132	1,326
18	2,181	800	643	148	1,346
19	2,197	861	683	169	1,380
20	2,136	878	683	186	1,222
21	2,099	857	683	168	1,263

農林水産省資料

2.諸外国における1人当たりの砂糖消費量(平成20/21年度)

(kg/人、年)

国別	消費量
豪州	49.5
カナダ	41.8
EU	38.0
タイ	35.4
米国	31.0
日本	17.8
中国	11.1

農畜産業振興機構委託調査会社 LMC International Ltd. の推計

でん粉

1.でん粉の需要 (千トン)

でん粉年度	総需要量	異性化糖・水あめ等	化工でん粉	繊維・製紙・段ボール	ビール	水産練製品	その他
17	3,008	1,947	421	229	127	21	262
18	2,978	1,949	419	220	123	20	247
19	2,848	1,840	397	212	117	25	257
20	2,759	1,828	338	175	106	25	287
21	2,647	1,712	349	195	98	20	273

2.でん粉の供給 (千トン)

でん粉年度	総供給量	国産いもでん粉		コーンスターチ	輸入でん粉	小麦でん粉
		かんしょ	ばれいしょ			
17	3,008	53	233	2,561	141	21
18	2,979	58	240	2,517	144	20
19	2,848	43	235	2,416	133	21
20	2,759	42	235	2,324	139	20
21	2,647	45	203	2,248	131	20

農林水産省資料

alic 組織 組織概要

